

株 主 各 位

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号
株式会社ありがとうサービス
代表取締役社長 井本 雅之

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月26日(木曜日)午後6時までには到着するようご返送をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、本年の株主総会につきましてもできる限り「議決権行使書による議決権の事前行使」をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月27日(金曜日)午後1時30分
 2. 場 所 愛媛県今治市旭町二丁目3番地4
今治国際ホテル 2階真珠の間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたご来場の記念品(お土産)は、一昨年より取止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.arigatou-s.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.arigatou-s.com/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナウイルス）の流行に加え、ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー・鉱物・食料の価格への影響が懸念されるほか、貿易・サプライチェーンにも影響が及ぶと予想され、今後につきましても依然として先行き不透明な状況が続くと予想されております。

こうした状況のもと当社グループでは、フードサービス事業のモスバーガー事業の人材育成、リユース事業の九州エリア新規出店を支える体制づくりに取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、4月に業態変更のためフードサービス事業1店舗、5月に店舗移転のためリユース事業3店舗をそれぞれ閉店いたしました。6月にフードサービス事業1店舗、リユース事業2店舗を出店しております。また、6月に地方創生事業として温浴宿泊施設1施設の運営を開始いたしました。

この結果、当社グループの2022年2月末現在の店舗数はリユース事業95店舗、フードサービス事業30店舗、地方創生事業9店舗、合計134店舗となりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高8,836,975千円（前期比4.5%増）、営業利益400,164千円（同99.1%増）、経常利益595,656千円（同80.0%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は242,735千円（同65.8%増）となりました。

セグメントごとの業績を示すと次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来【その他】としておりましたセグメント名称を【地方創生事業】としております。

また、従来【その他】に含めておりました「今治街中麦酒」を【フードサービス事業】に含めております。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

【リユース事業】

ハードオフ事業・ブックオフ事業では、ハードオフ本部・ブックオフ本部の経営理念を現場で行動に移すことができる人材の育成に取り組みました。海外供給センターについては、前期は新型コロナの影響で取引が減少していましたが、当期は回復基調にあります。

この結果、売上高6,231,737千円（前期比3.3%増）、セグメント利益（営業利益）807,040千円（同17.0%増）となりました。

【フードサービス事業】

好調なモスバーガー事業をより安定させるため、パートナーリーダーの育成に取り組みました。新型コロナへの警戒は高いレベルで続いており、それに対応した事業運営を行ないました。

この結果、売上高2,313,387千円（前期比4.1%増）、セグメント利益（営業利益）148,214千円（同408.9%増）となりました。なお、経常利益は184,213千円となり、新型コロナに関連した受取協力金60,687千円が含まれております。

【地方創生事業】

新型コロナ感染拡大防止のために前期休業していた施設のほか、前期中において営業を開始した施設が当期の売上高増加に寄与していますが、行政の要請に従い一部の施設は当期も休業期間がありました。

この結果、売上高291,850千円（前期比48.3%増）、セグメント損失（営業損失）129,854千円（前期はセグメント損失（営業損失）123,805千円）となりましたが、経常損益では新型コロナに関連した受取協力金2,923千円のほか、行政からの支援金100,000千円を含め、経常損失18,304千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は232,950千円であります。その主なものは、新規店舗の出店、既存店舗の移転及び内外装のリニューアルであります。

(3) 資金調達状況

当社は、金融機関からの借入れにより200,000千円の資金調達を行いました。一方で、借入金を582,170千円返済しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの影響への対応、これからの生活者の変化に対する予測と準備、加えて、国際的な紛争が与える経済的影響への対応が重要な課題と認識しております。また、原材料等の値上りに対しての価格転嫁も、慎重に対処すべき課題と認識しております。このような、急激な変化に従業員が上手に対応できるようメンタル面でのケアも重要な課題です。

【リユース事業】

リアル店舗が当社の強みであり、その強みに磨きをかけます。具体的には、挨拶と掃除、親切丁寧な接客と正しい売価を前提とした買い取り力の磨き込み、お客様がワクワク楽しくなる店づくりを継続いたします。ハードオフ業態を福岡エリアを中心に出店を計画しております。また、その実現を支えるリーダー育成に取り組みます。海外については、カンボジア、タイの管理部門の充実をはかり、今後の売上と利益拡大を支える体制を整えます。

【フードサービス事業】

モスバーガー事業を中心に、既存業態の安定的な営業体制づくりを最大の課題といたします。今後伸ばす部門として、製造小売部門の出店を予定しております。

【地方創生事業】

愛媛県内の温浴施設、宿泊施設の運営力及び開発力のレベルをあげていきます。燃料費の高騰が大きな課題ですが、国内を中心にお客様が戻ってきた時の準備を進めます。温浴施設に関しては県内東部を中心に施設の拡充をはかりしまなみ海道、道後温泉との流れのポイントづくりに貢献したいと考えます。

【経営全般】

リユース事業ではオフハウスの収益性改善、フードサービス事業では主力であるモスバーガーの安定した営業ができる体制構築、それに続くフードサービス事業での収益業態への挑戦、そして次世代経営陣育成が課題です。地に足をつけた地方創生事業を展開していくためにも行政や公共交通機関との信頼関係をさらに深めることが課題です。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 2019年2月期	第21期 2020年2月期	第22期 2021年2月期	第23期 (当連結会計年度) 2022年2月期
売 上 高(千円)	—	8,311,438	8,453,979	8,836,975
経 常 利 益(千円)	—	277,416	330,910	595,656
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	70,497	146,436	242,735
1株当たり当期純利益(円)	—	76.68	159.29	264.03
総 資 産(千円)	—	4,384,776	4,992,860	4,781,995
純 資 産(千円)	—	1,857,621	1,932,316	2,129,616
1株当たり純資産額(円)	—	2,020.71	2,101.97	2,306.41

(注) 第21期より連結計算書類を作成しているため、第20期の各数値については記載しておりません。また、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 2019年2月期	第21期 2020年2月期	第22期 2021年2月期	第23期 (当事業年度) 2022年2月期
売 上 高(千円)	8,425,601	8,193,004	7,867,675	8,156,780
経 常 利 益(千円)	410,135	278,913	388,974	535,963
当期純利益(千円)	127,942	60,994	220,754	221,552
1株当たり当期純利益(円)	136.28	66.35	240.14	240.99
総 資 産(千円)	4,391,185	4,154,762	4,813,679	4,606,911
純 資 産(千円)	1,896,254	1,871,478	2,010,482	2,161,098
1株当たり純資産額(円)	2,062.54	2,035.79	2,187.00	2,340.50

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MOTTAINAI WORLD CO., LTD.	2,200,000千リエル	100.0%	リユース事業の展開
株式会社エージーワイ	100,000千円	100.0%	フードサービス事業の展開
MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD.	4,000千タイバーツ	49.0%	リユース事業の展開

(注) MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD. に対する議決権比率は50%以下であります。実質的に同社の意思決定機関を支配しているため、子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

フランチャイズシステムによるリユース事業及びフードサービス事業の展開
オリジナル業態のフードサービス事業の開発及び展開

① リユース事業

家電リユース「ハードオフ」

家具・雑貨・衣料リユース「オフハウス」

玩具・カード・雑貨リユース「ホビーオフ」

書籍リユース「ブックオフ」

総合リユース「MOTTAINAI WORLD ECO TOWN」

② フードサービス事業

(フランチャイズ業態)

ファーストフード「モスバーガー」

ファミリーレストラン「トマト&オニオン」

中華料理店「タンタン麺一番亭」

フレンチ・イタリアンレストラン「俺のフレンチ・イタリアン」

ステーキショップ「いきなりステーキ」・「ペッパーランチ」

ラーメン専門店「旭川味噌ラーメンばんから」

(オリジナル業態)

とんかつ専門店「かつれつ亭」

3世代対応和食店「馳走家とり壺」

自然食レストラン「ティア自然食堂」

とり料理専門店「伊予のとり姫」

惣菜・パン・洋菓子の販売「デリカ・スイーツ&ベーカリー」

コーヒーショップ「ターミナル」

チョコレート専門店「ショコラトリー tsumugi」

クラフトビールの醸造販売「今治街中麦酒」

③ 地方創生事業

(温浴宿泊施設等)

「今治市鈍川せせらぎ交流館」 「ユートピア宇和・游の里温泉」 「クアテルメ宝泉坊・宝泉坊ロッジ」 「西条市本谷温泉館」 「成川溪谷休養センター・高月温泉」

(生産物販売等)

「今治市玉川龍岡活性化センター」 「ほわいとファーム」 「ししの里せいよ」

(製造小売事業)

ハム・ソーセージの製造「ハム工房古都」

(8) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

① 本社 愛媛県今治市八町西三丁目6番30号

② 子会社

1. MOTTAINAI WORLD CO., LTD. (カンボジア王国プノンペン市)

2. 株式会社エージーワイ (愛媛県今治市)

3. MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD. (タイ王国バンコク市)

③ 店舗 所在地別の店舗数は以下のとおりであります。

所在地	リユース事業	フードサービス事業	地方創生事業	合計
京都府	—	—	1	1
山口県	2	—	—	2
香川県	—	2	—	2
愛媛県	25	20	8	53
高知県	—	5	—	5
福岡県	18	2	—	20
佐賀県	5	—	—	5
熊本県	13	—	—	13
大分県	12	1	—	13
宮崎県	2	—	—	2
鹿児島県	7	—	—	7
沖縄県	5	—	—	5
カンボジア王国 プノンペン市	4	—	—	4
タイ王国 バンコク市	2	—	—	2
合計	95	30	9	134

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
229名	11名減

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員数 (1,314名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170名	13名減	39.3歳	8.6年

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員数 (1,269名) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2022年2月28日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社高知銀行	359,580
株式会社三井住友銀行	190,000
株式会社伊予銀行	159,108
株式会社中国銀行	147,608
株式会社第四北越銀行	146,510

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 3,342,400株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 953,600株 |
| (3) 株主数 | 1,727名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
(株) イモトカンパニー	320,000株	34.66%
井本 雅之	44,600株	4.83%
ありがとうサービス従業員持株会	43,236株	4.68%
(株) ハードオフコーポレーション	36,000株	3.90%
ブックオフグループホールディングス(株)	36,000株	3.90%
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	14,100株	1.53%
若杉 精三郎	12,600株	1.36%
桑 名 林	11,300株	1.22%
中 瀬 浩 一	8,110株	0.88%
小 林 正	6,900株	0.75%

- (注) 1. 当社は、自己株式を30,252株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井本 雅之	代表取締役社長	
二宮 芳雄	取締役 総務人事担当開発担当	(株)小原ハム工房 代表取締役 (株)醍醐 代表取締役 (株)エージーワイ 取締役
立花 玲	取締役 リユース事業本部長	
志岐 雄一	取締役 管理本部長	(株)小原ハム工房 監査役 (株)醍醐 監査役
大橋 和也	取締役 フードサービス事業本部長	(株)エージーワイ 代表取締役
近藤 哲雄	取締役	
宮本 昌樹	取締役	(株)温泉道場 取締役副社長執行役員 (株)旅する温泉道場 代表取締役社長
富田 実	常勤監査役	
安永 義昭	常勤監査役	
田中 庸介	監査役	弁護士法人 田中法律事務所 代表社員
中丁 卓也	監査役	アクア・アンド・カンパニー(株) 代表取締役パートナー

- (注) 1. 取締役 近藤 哲雄氏及び宮本 昌樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田中 庸介氏及び中丁 卓也氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 宮本 昌樹氏は、(株)温泉道場の取締役副社長執行役員であり、その業態を通じて温泉・宿泊業に関する専門的な知識を有するものであります。
4. 監査役 田中 庸介氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 中丁 卓也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 近藤 哲雄、宮本 昌樹、監査役 田中 庸介、中丁 卓也の4氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	56,370千円 (3,150千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12,300千円 (4,800千円)
計 (うち社外役員)	11名 (4名)	68,670千円 (7,950千円)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額9,960千円を含めております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与として、16,500千円を支給しております。
3. 当事業年度は、業績連動報酬等（賞与）を支給しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年5月31日開催の第7回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年5月31日開催の第7回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬（固定報酬）＜金銭報酬＞に関する方針

当社の取締役及び監査役の役員報酬については、役員報酬規程にしたがって、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して適切な水準

を定めることを基本方針としております。

b. 業績連動報酬等（賞与）＜金銭報酬＞に関する方針

当社の業績連動報酬（賞与）については、会社の営業成績に応じ、役員としての個々の業務執行状況の評価に対し決定しております。

c. 退職慰労金に関する方針

役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程にしたがって、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間（原則として非常勤期間を除く）と役位別係数を乗じて算出した金額の合計額としております。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬構成の比率は当社の事業特性を勘案し、企業価値の持続的かつ永続的向上に寄与するために最も適切な割合とすることを方針としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

・基本報酬（固定報酬）＜金銭報酬＞

当社の基本報酬は、役員報酬規程にしたがって、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定し、固定の金銭報酬として支給します。

・業績連動報酬等（賞与）＜金銭報酬＞

当社の業績連動報酬（賞与）については、会社の営業成績に応じ、役員としての個々の業務執行状況の評価に対し決定し、一定の支給時期は定めておりませんが、金銭報酬として支給します。

・退職慰労金

当社の退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき算定し、取締役会決議後、株主総会において承認された額を退任時に一時金として支給します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	近 藤 哲 雄	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った経験・知識から、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	宮 本 昌 樹	2021年5月28日就任後の取締役会全てに出席し、温泉・宿泊業に経営者として携わっている専門的見地から、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 中 庸 介	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	中 丁 卓 也	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等

(1) 内部統制システム構築における基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築における基本方針」を2015年6月12日開催の取締役会にて一部改定することを決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社に係る各種の法令及び定款その他の社内規則・規程を遵守することを目的として、「コンプライアンス規程」及び「行動規範」を策定し、取締役並びに使用人に周知する。取締役は他の取締役の職務執行も把握し、各組織の管理者及び責任者の下、経営方針に基づく使用人の業務執行を推進すると共に相互牽制を行う。監査役及び内部監査部門は内部監査を通じて、取締役及び使用人の職務執行状況の監査を行い、コンプライアンス体制を確保する。

また、「内部通報制度運用規程」に基づき、不正行為等に関する通報又は相談等に対応するため社内及び社外に通報受付窓口を設けると共に、その通報等を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む文書については、法令の保存年限を厳守するほか、その他の文書についても各部門において一定の基準を設け保存する。情報管理については、「IT統制規程」及び「情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報システムの保全及び情報セキュリティ体制を確立する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、各業務部門において社内規程・マニュアル等により、役割分担を明確にして自律的に業務を遂行する組織体制とする。また、「危機管理規程」を策定し、業務執行の責任者が内在するリスクを把握・分析・評価した上で、「危機管理委員会」において適切な対策を実施すると共に会社のリスクの総括的な管理を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の業務執行責任者については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を策定し、効果的な業務執行を行い得る体制とする。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、職務遂行上の必要性から、監査役から使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で配置することとする。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性と実効性を確保すると共に、他部門業務と兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
取締役及び使用人は監査役に対して定期的に職務執行の状況について報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告をする体制とする。
- ⑦ 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上必要な情報を入手すると共に適切な意思疎通を図る。また、監査役は、内部監査部門とも適宜情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとする。

(2) 財務報告基本方針

当社は、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践するために、「財務報告基本方針」を2015年6月12日開催の取締役会にて一部改定することを決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

- ① 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
- ② 財務報告を所管する部署の会計・財務に関する専門性を維持・向上させるための施策を実行する。
- ③ 全役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。
- ④ 内部監査部門は、内部統制の状況や業務プロセス等を監視・検証し、必要に応じて改善策を取締役に報告する。

(3) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、「反社会的勢力との関係遮断の基本方針」を2010年1月15日開催の取締役会にて決議し、下記の内容の体制整備を規定いたしております。

- ① 反社会的勢力対応部署の設置
- ② 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
- ③ 外部専門機関との連携体制の確立
- ④ 反社会的勢力対応マニュアルの策定
- ⑤ 暴力団排除条項の導入
- ⑥ その他、反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を13回開催し、当社における経営課題の把握と対応方針について討議し、業務の適正の確保に努めました。監査役、内部監査室及び会計監査人は、適宜情報交換を行っており、内部統制システム全般のモニタリング他、内部監査計画に基づき内部監査を実施することで、改善を進めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,381,167	流動負債	951,735
現金及び預金	1,086,446	買掛金	72,180
売掛金	122,658	1年内返済予定の長期借入金	359,621
商品	1,011,918	リース債務	32,957
その他	161,474	未払金	105,770
貸倒引当金	△1,331	未払費用	107,076
固定資産	2,400,828	未払法人税等	139,330
有形固定資産	1,181,960	未払消費税等	71,609
建物及び構築物	806,417	その他	63,190
機械装置及び運搬具	15,476	固定負債	1,700,644
工具器具及び備品	60,578	長期借入金	1,048,921
土地	220,142	リース債務	52,617
リース資産	56,817	退職給付に係る負債	17,185
建設仮勘定	22,528	役員退職慰労引当金	105,751
無形固定資産	23,424	関係会社事業損失引当金	10,242
投資その他の資産	1,195,443	資産除去債務	425,237
投資有価証券	65,124	その他	40,688
関係会社株式	7,300	負債合計	2,652,379
長期貸付金	91,316	【純資産の部】	
投資不動産	306,536	株主資本	2,077,613
差入保証金	513,731	資本金	547,507
繰延税金資産	131,688	資本剰余金	63,507
その他	92,132	利益剰余金	1,536,663
貸倒引当金	△12,387	自己株式	△70,064
資産合計	4,781,995	その他の包括利益累計額	15,176
		その他有価証券評価差額金	18,726
		為替換算調整勘定	△3,549
		非支配株主持分	36,825
		純資産合計	2,129,616
		負債純資産合計	4,781,995

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,836,975
売 上 原 価		3,245,074
売 上 総 利 益		5,591,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,191,737
営 業 利 益		400,164
営 業 外 収 益		
不 動 産 賃 貸 料	61,579	
受 取 負 担 金	100,000	
受 取 協 力 金	63,610	
そ の 他	53,437	278,627
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,055	
不 動 産 賃 貸 原 価	57,730	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,983	
そ の 他	11,365	83,134
経 常 利 益		595,656
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	109	
減 損 損 失	150,434	
店 舗 閉 鎖 損 失	6,285	
関係会社株式評価損	8,699	165,528
税金等調整前当期純利益		430,128
法人税、住民税及び事業税	169,971	
法 人 税 等 調 整 額	△3,352	166,618
当 期 純 利 益		263,510
非支配株主に帰属する当期純利益		20,774
親会社株主に帰属する当期純利益		242,735

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	547,507	63,507	1,376,799	△79,471	1,908,342
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△82,736		△82,736
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			242,735		242,735
自 己 株 式 の 取 得				△84	△84
自 己 株 式 の 処 分			△135	9,491	9,356
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	159,864	9,406	169,271
当 期 末 残 高	547,507	63,507	1,536,663	△70,064	2,077,613

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	16,198	△8,383	7,814	16,158	1,932,316
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△82,736
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					242,735
自 己 株 式 の 取 得					△84
自 己 株 式 の 処 分					9,356
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,527	4,834	7,362	20,666	28,029
当 期 変 動 額 合 計	2,527	4,834	7,362	20,666	197,300
当 期 末 残 高	18,726	△3,549	15,176	36,825	2,129,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,095,793	流動負債	857,918
現金及び預金	852,260	買掛金	58,409
売掛金	143,587	1年内返済予定の長期借入金	324,564
商貯蔵品	953,293	リース債務	23,297
前払費用	6,131	未払金	98,222
その他	105,302	未払費用等	96,544
貸倒引当金	36,889	未払法人税等	131,253
固定資産	2,511,118	未払消費税等	65,300
有形固定資産	975,468	預り金	28,463
建物	629,234	前受収益	8,059
構築物	16,795	資産除去債務	17,570
機械及び装置	3,600	その他	6,233
車両運搬具	2,581	固定負債	1,587,894
工具器具及び備品	32,701	長期借入金	954,164
土地	220,142	リース債務	44,405
リース資産	47,934	退職給付引当金	15,946
建設仮勘定	22,478	役員退職慰労引当金	105,751
無形固定資産	23,123	関係会社事業損失引当金	10,242
商標	293	資産除去債務	421,019
ソフトウェア	70	長期未払金	14,992
リース資産	15,445	その他	21,372
その他	7,315	負債合計	2,445,812
投資その他の資産	1,512,526	【純資産の部】	
投資有価証券	65,124	株主資本	2,142,372
関係会社株式	277,426	資本金	547,507
長期貸付金	166,600	資本剰余金	63,507
長期前払費用	55,928	資本準備金	63,507
投資不動産	332,320	利益剰余金	1,601,422
差入保証金	479,821	利益準備金	75,419
繰延税金資産	122,048	その他利益剰余金	1,526,002
その他	26,469	繰越利益剰余金	1,526,002
貸倒引当金	△13,214	自己株式	△70,064
資産合計	4,606,911	評価・換算差額等	18,726
		その他有価証券評価差額金	18,726
		純資産合計	2,161,098
		負債純資産合計	4,606,911

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,156,780
売 上 原 価		2,909,124
売 上 総 利 益		5,247,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,870,671
営 業 利 益		376,983
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,505	
受 取 配 当 金	869	
不 動 産 賃 貸 料	67,579	
受 取 負 担 金	100,000	
受 取 協 力 金	23,304	
受 取 手 数 料	11,649	
そ の 他	37,053	242,962
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,350	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,983	
不 動 産 賃 貸 原 価	62,932	
そ の 他	9,716	83,982
経 常 利 益		535,963
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	93	
減 損 損 失	150,434	
店 舗 閉 鎖 損 失	708	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,699	159,935
税 引 前 当 期 純 利 益		376,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	158,070	
法 人 税 等 調 整 額	△3,594	154,475
当 期 純 利 益		221,552

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 株	株 資 合
		資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
当期首残高	547,507	63,507	67,145	1,395,595	1,462,740	△79,471	1,994,284
当期変動額							
剰余金の配当				△82,736	△82,736		△82,736
利益準備金の積立			8,273	△8,273	-		-
当期純利益				221,552	221,552		221,552
自己株式の取得						△84	△84
自己株式の処分				△135	△135	9,491	9,356
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						-	-
当期変動額合計	-	-	8,273	130,407	138,681	9,406	148,087
当期末残高	547,507	63,507	75,419	1,526,002	1,601,422	△70,064	2,142,372

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	16,198	16,198	2,010,482
当期変動額			
剰余金の配当		-	△82,736
利益準備金の積立		-	-
当期純利益		-	221,552
自己株式の取得		-	△84
自己株式の処分		-	9,356
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,527	2,527	2,527
当期変動額合計	2,527	2,527	150,615
当期末残高	18,726	18,726	2,161,098

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月28日

株式会社ありがとうサービス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
高松事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ありがとうサービスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ありがとうサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月28日

株式会社ありがとうサービス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
高松事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志 都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ありがとうサービスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備される体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月28日

株式会社ありがとうサービス 監査役会

常勤監査役	富田	実	印
常勤監査役	安永	義昭	印
社外監査役	田中	庸介	印
社外監査役	中丁	卓也	印

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額92,334,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面の記載事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会参考書類、 計算書類、連結計算書類および 事業報告に記載または表示す べき事項に係る情報を、法務省令 の定めるところにより、インタ ーネットで開示することができ る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7章 附 則 (条文省略) (新設)</p> <p>1.</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容で ある情報について電子提供措置を とる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をと る事項のうち法務省令で定めるも のの全部または一部について、議 決権の基準日までに書面交付請求 をした株主に対して交付する書面 に記載することを要しないものと する。</u></p> <p>第7章 附 則 (現行どおり)</p> <p>1.</p> <p>2. (株主総会資料の電子提供に関する経 過措置)</p> <p>2.-1 <u>変更前定款第15条(参考書類等のイ ンターネット開示)の削除および変 更後定款第15条(電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効 力を生ずるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p data-bbox="654 147 1092 325">2.-2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="654 332 1092 482">2.-3 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	いもと まさゆき 井本 雅之 (1956年1月6日生) 再任	1989年9月 ㈱今治デパート入社 1989年11月 同社 取締役 1994年7月 同社 代表取締役 2000年10月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2009年10月 ㈱今治デパート 取締役 現在に至る	44,600株
【選任理由】 井本雅之氏を取締役候補者とした理由は、創業者として長年にわたり強いリーダーシップで当社の経営を指揮してきた実績から、取締役の候補者といたしました。			
2	にのみや よしお 二宮 芳雄 (1956年1月21日生) 再任	1992年2月 ㈱今治デパート入社 2002年11月 同社 取締役 2006年2月 当社 取締役 2019年4月 ㈱小原ハム工房 代表取締役（現任） 2019年8月 ㈱醍醐 代表取締役（現任） 2021年3月 当社 取締役人事総務担当開発担当 （現任） 2021年12月 ㈱エージーワイ 取締役（現任） 現在に至る	3,400株
【選任理由】 二宮芳雄氏を取締役候補者とした理由は、入社以降長年にわたり取締役として当社の経営に関与してきた実績から、取締役の候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	たちばな れい 立花 玲 (1982年2月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2007年4月 当社入社 2020年12月 当社 リユース担当事業部長兼営業サ ポート室長 2021年5月 当社 取締役リユース担当事業部長兼 営業サポート室長 (現任)	2,671株
【選任理由】 立花玲氏を取締役候補者とした理由は、入社以降、リユース事業を中心に当社の様々な部署 で積まれたご経験をお持ちであることから、取締役の候補者といたしました。			
4	しき ゆう いち 志岐 雄一 (1961年9月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1986年4月 (株)モスフードサービス入社 2001年4月 当社出向 取締役管理本部長 2004年4月 当社 取締役退任 2006年8月 当社入社 財務・経理部長 2018年5月 当社 取締役管理本部長 (現任) 2019年4月 (株)小原ハム工房 監査役 (現任) 2019年8月 (株)醍醐 監査役 (現任) 現在に至る	620株
【選任理由】 志岐雄一氏を取締役候補者とした理由は、入社以降、当社の財務・経理部門を長年にわたり 管理されてきた実績から、取締役の候補者といたしました。			
5	おお ほん かず や 大橋 和也 (1966年9月21日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1986年4月 (株)今治デパート入社 2000年10月 当社 取締役営業部長 2006年5月 当社 取締役退任 2006年5月 当社 フードサービス営業部長 2018年5月 当社 取締役フードサービス事業本 部長 (現任) 2020年2月 (株)エージーワイ 取締役 2021年12月 (株)エージーワイ 代表取締役 (現任) 現在に至る	2,569株
【選任理由】 大橋和也氏を取締役候補者とした理由は、入社以降長年にわたり当社のフードサービス事業 に関与してきた実績から、取締役の候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	宮本 昌樹 (1986年5月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外</div>	2019年6月 ㈱温泉道場 取締役副社長執行役員 (現任) 2020年6月 ㈱旅する温泉道場 代表取締役社長 (現任) 2021年5月 当社 取締役 (現任) 現在に至る	-株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
宮本昌樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社温泉道場において勤務し、その業態を通して温泉・宿泊業に関する専門的な見識をお持ちです。またその豊富な経験から、当社の温泉宿泊施設の運営において、有用な意見・助言が期待できるものとして、社外取締役候補者となりました。			
7	田中 庸介 (1962年5月30日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任 社外</div>	1996年4月 弁護士登録 2008年4月 早稲田大学非常勤講師 (現任) 2008年5月 当社 社外監査役 (現任) 2019年9月 弁護士法人田中法律事務所 代表社員 (現任) 現在に至る	-株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
田中庸介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見をお持ちです。当該知見を活かして特に法務関係について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮本昌樹氏及び田中庸介氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 宮本昌樹氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 田中庸介氏の当社社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって14年であります。
4. 田中庸介氏は、現在当社の社外監査役在任中ではありますが、本総会終結の時をもって辞任により退任する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、社外監査役田中庸氏は監査役を辞任により退任されます。つきましては、監査役1名の選任をあらたにお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
やす なが よし あき 安 永 義 昭 (1954年10月7日生) 再 任	1977年4月 (株)伊予銀行入行 2010年6月 同行 取締役 2014年6月 いよぎんリース(株) 代表取締役社長 2021年5月 当社 常勤監査役(現任) 現在に至る	-株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者安永義昭氏は、社外監査役候補者であります。
3. 安永義昭氏は、株式会社伊予銀行に長年勤務されており、その業態を通して企業経営に関する幅広い知見を有しておられ、さらに、企業監査に関する専門的な知識をお持ちです。その幅広い知識と見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 安永義昭氏は、本総会終結の時をもって、常勤監査役を辞任する予定であります。
5. 安永義昭氏は現在当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 安永義昭氏が原案どおり選任された場合は、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。

第5号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
あさ い かず のり 浅井和敬 (1953年11月11日生)	1976年4月 公認会計士越智敏通事務所入所 1987年12月 税理士試験合格 1990年9月 浅井税理士事務所開業 所長(現任) 現在に至る	100株

- (注) 1. 補欠取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅井和敬氏は、補欠の独立社外取締役候補者であります。
3. 浅井和敬氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知識と見識をお持ちです。当社の経営においても有用な意見・助言が期待できるものとして、その経験を活用することで当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実させることが可能であると判断しております。
4. 浅井和敬氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

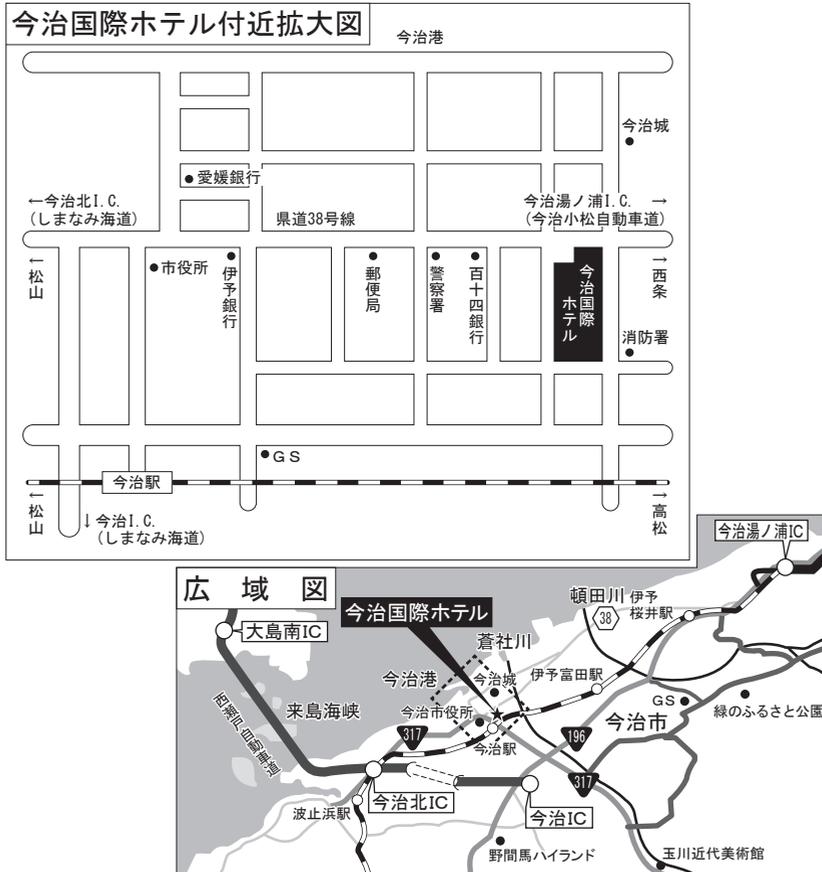
株主総会会場ご案内図

会 場 〒794-8522

愛媛県今治市旭町二丁目3番地4

今治国際ホテル 2階真珠の間

TEL 0898-36-1111



交通案内：〔電車〕JR予讃線 今治駅から徒歩約10分

〔自動車〕今治小松自動車道 今治湯ノ浦I.C. から車で約20分

しまなみ海道 (西瀬戸自動車道) 今治I.C. から車で約15分